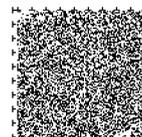
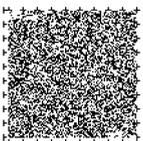


---

# 資料

---





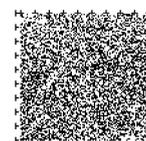
# 1 計画策定の経過

## (1) 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年6月3日(火)	○計画の策定について ○法改正の動向、国の指針について ○実態調査報告 ○計画策定スケジュールについて
第2回	平成26年7月28日(月)	○大田区障害者計画、第3期大田区障害福祉計画の進捗状況について
第3回	平成26年10月8日(月)	○計画骨子について
第4回	平成26年11月21日(金)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について
第5回	平成27年2月17日(火)	○計画(案)について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告

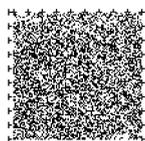
## (2) 大田区障害者福祉連絡協議会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年5月29日(木)	○計画の策定について ○平成26年度障害福祉関係予算について ○大田区地域福祉計画について ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成25年度大田区自立支援協議会報告
第2回	平成26年11月20日(木)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成26年度大田区自立支援協議会中間報告
第3回	平成27年2月17日(火)	○計画(案)について ○平成27年度当初予算(案)の概要について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告 ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成26年度大田区自立支援協議会年間活動報告



### (3) 庁内検討委員会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年7月22日(火)	○計画の策定について ○大田区障害者計画、第3期大田区障害福祉計画の進捗状況について
第2回	平成26年9月22日(月)	○計画骨子について
第3回	平成26年11月12日(月)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について
第4回	平成27年2月9日(月)	○計画(案)について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告



## 2 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 2 日 26 福障発第 10449 号 部長決定

(目的)

第 1 条 大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画の策定にあたり、広く意見を求めることを目的に有識者及び関係区職員等で構成する大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画の策定に係る検討を行う。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

2 委員会に委員長を置く。

(委員長の選任)

第 4 条 委員長は互選による。

2 委員長は会務を統括し、委員会の議長を務める。

3 委員長に事故があるときは、委員の中からその職務を代理する者を選任する。

4 委員長は、必要があると認める場合には、委員でない者を出席させることができる。

(会議の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決する。

(事務局の設置)

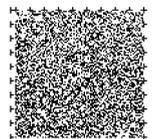
第 6 条 委員会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別途定める。

付 則

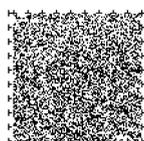
この要綱は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。



別表（第3条関係）

委員会構成員

氏名	役職
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
内藤 禎一	福祉部障害福祉課長（障害者施設計画担当課長兼務）
長堀 利一	福祉部糀谷・羽田地域福祉課長
関 香穂利	こども家庭部こども発達支援担当課長
津本 卓也	大田区社会福祉協議会事務局次長
志村 陽子	大田区自立支援協議会会長（こども部会長）
大内 伸一	大田区自立支援協議会副会長（就労支援部会長）
栗田 修平	大田区自立支援協議会副会長
岡本 洋	大田区自立支援協議会相談支援部会長
荒木 千恵美	大田区自立支援協議会防災部会長
眞下 裕子	大田区自立支援協議会地域資源開発部会長
栗田 総一郎	大田区自立支援協議会委員
島田 通利	池上福祉園施設長



### 3 大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱

制定	平成9年3月28日	福障発第910号	助役決定
改正	平成11年4月28日	保福管発第126号	助役決定
改正	平成12年4月24日	保福福発第40号	助役決定
改正	平成13年4月19日	保福福発第64号	助役決定
改正	平成14年3月29日	保福福発第2616号	助役決定
改正	平成16年3月31日	保福障発第2407号	助役決定
改正	平成17年4月25日	保福障発第106号	部長決定
改正	平成18年4月28日	18保福障発第10104号	部長決定
改正	平成20年4月25日	20保福障発第10202号	部長決定
改正	平成21年4月23日	21福障発第10244号	部長決定
改正	平成22年1月8日	21福障発第12455号	部長決定
改正	平成26年4月25日	26福障発第10315号	部長決定

#### (目的)

第1条 障害者の福祉向上のため、障害者及び関係団体等に区政情報を提供し、意見の交換を行い、その意見、要望を大田区障害者計画に反映させることを目的として、大田区障害者福祉連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

#### (構成)

第2条 連絡協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び別表2に掲げる区職員をもって構成する。

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

#### (協議事項)

第3条 連絡協議会は、次の事項を協議する。

(1) 障害者の福祉向上に係る必要な福祉施策について

(2) その他、関係事項について

#### (座長)

第4条 連絡協議会の座長は、この要綱を所管する部長をもって充てる。

2 座長は、会議を招集し、主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、この要綱を所管する課において処理する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 付 則

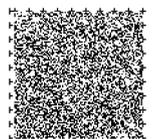
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。



付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 23 日 21 福障発第 10244 号部長決定）

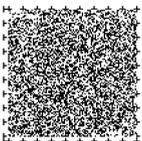
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 22 年 1 月 8 日 21 福障発第 12455 号部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 25 日 26 福障発第 10315 号部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

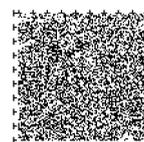


別表 1

団 体 名	役職名
大田区知的障害者育成会	会 長
大田区肢体不自由児（者）父母の会	会 長
大田区重症心身障害児（者）を守る会	会 長
特定非営利活動法人 大身連	理事長
大田区肢体障害者福祉協会	会 長
大田区視力障害者福祉協会	会 長
大田区聴覚障害者協会	会 長
大田区精神障害者家族連絡会	代 表
大田区民生委員児童委員協議会	会 長
大田区ボランティア懇談会	代 表
大田区社会福祉協議会	事務局長
東京都立城南特別支援学校	学校長
東京都立城南特別支援学校 P T A	会 長
東京都立矢口特別支援学校	学校長
東京都立矢口特別支援学校 P T A	会 長
東京都立田園調布特別支援学校	学校長
東京都立田園調布特別支援学校 P T A	会 長

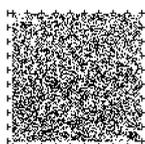
別表 2

部 局 名	役職名
福 祉 部	部 長
福 祉 部	福祉管理課長
福 祉 部	障害福祉課長
福 祉 部	障害者施設計画担当課長
地域力推進部	防災課長
保 健 所	保健衛生課長
まちづくり推進部	まちづくり管理課長
まちづくり推進部	住宅課長
都市基盤整備部	都市基盤管理課長
教育総務部	教育総務課長



## 4 庁内検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
福祉部長	坂本 尚史
福祉部福祉管理課長	今岡 正道
福祉部障害福祉課長（障害者施設計画担当課長）	内藤 禎一
福祉部糶谷・羽田地域福祉課長	長堀 利一
福祉部調布生活福祉課長	鈴木 雄三
新蒲田福祉センター所長	岩澤 豊明
上池台障害者福祉会館長	根本 勝司
保健所保健衛生課長	杉村 由美
保健所健康づくり課長	篠塚えみ子
計画財政部計画調整担当課長	杉山 良樹
こども家庭部子育て支援課長	後藤 清
こども家庭部こども発達支援担当課長 （こども発達センターわかばの家所長）	関 香穂利
地域力推進部防災課長	須川 孝芳
新井宿特別出張所長	松下 賢治
まちづくり推進部まちづくり管理課長	黒澤 明
まちづくり推進部住宅課長	榎田 隆一
都市基盤整備部都市基盤管理課長	明立 周二
教育総務部教育総務課長	青木 重樹



## 5 大田区発達障がい児・者支援計画(抜粋)

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 策定の背景と趣旨

我が国においては、これまで「発達障がい」に関する社会の認知度が低く、サービスの提供も少なかったことから、発達障がいのある方々とその家族は、大きな不安を抱えていました。

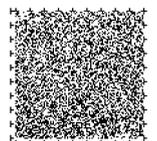
平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの定義とともに、発達障がいを早期に見出し、早期に発達支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされました。また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正により、発達障がい者が障がいの範囲に含まれることが法律上明記され、平成 23 年の障害者基本法の改正により、障がいの定義の中で発達障がいも精神障がいに含まれることが明示されました。

大田区でも、ここ数年、発達障がいに関して、区民の関心が高まるとともに、発達障がいのある児童の保護者の方や当事者の方から、相談や支援を望む声が、区に寄せられています。

早期支援の中核的施設である「こども発達センターわかばの家」においても、利用する子どもの数が増加傾向を示しています。また、小学校就学以降も継続的な支援を望む保護者の声も強くなっており、幼児期から青年期までの切れ目のないライフステージに応じた支援が重要な課題であり、その具体化には、保健・医療・福祉・教育・労働などの枠組みを超えた新たな取り組みが必要です。

このような状況を背景にして、平成 24 年 5 月に「発達障がい施策検討会」が、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会事務局をメンバーとして設置され、全庁的な視点から発達障がい施策の全般について検討を重ねてきました。

そして、「発達障がい施策検討会」において発達障がいのある方への計画的な施策展開が必要と判断し、「発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、大田区発達障がい児・者支援計画を策定するものです。



## 第2章 発達障がい児の現状と課題

### 3 大田区における発達障がい児・者の現状

発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳などの手帳所持の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

国の統計では、発達障がいの児童・生徒を集計したものではありませんが、参考になるものとして、平成23年度に文部科学省が公立の小中学校を対象に実施した調査（※1）で、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す（※2）とされた児童・生徒の割合は、推定値で6.5%」と報告されたものがあるのみです。

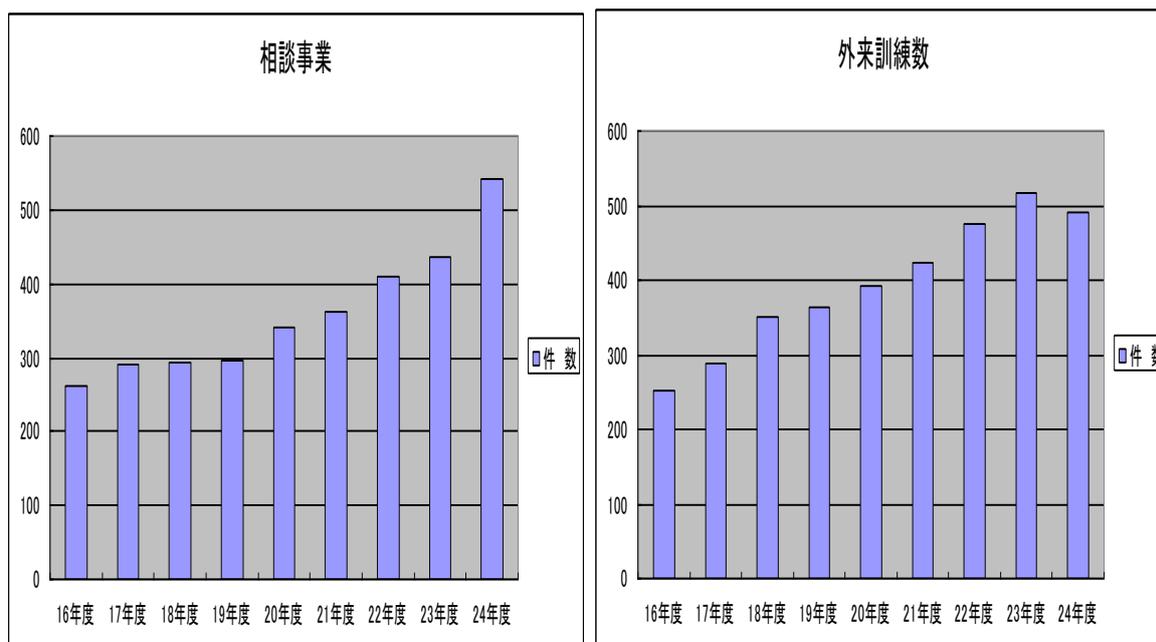
（※1）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成24年2月～3月実施）

（※2）「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

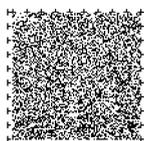
#### （1）こども発達センターわかばの家における状況

平成17年4月の発達障害者支援法の施行以降、こども発達センターわかばの家（以下「わかばの家」という。）では発達障がいに関する相談も含めて相談件数が毎年増加しており、平成24年度は543件と、平成16年度（262件）と比較して約2.1倍となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に1回の療育訓練を受ける外来訓練の利用児は、平成24年度は491人で平成16年度（251人）の約2倍となっています。



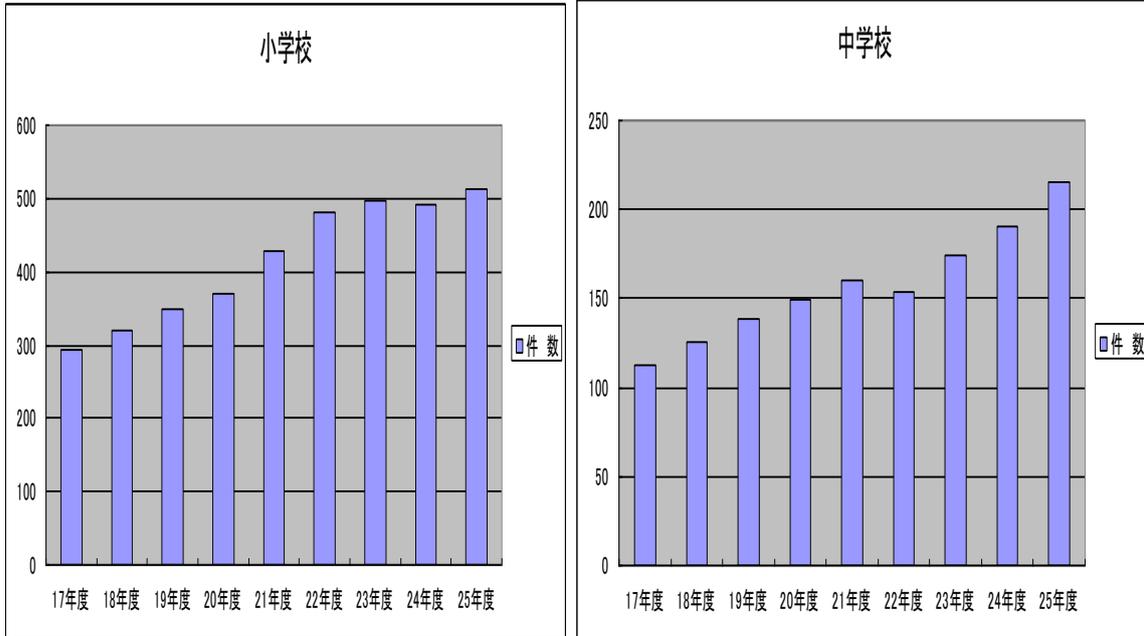
※相談事業の数値は全ての相談を含めた件数です



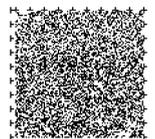
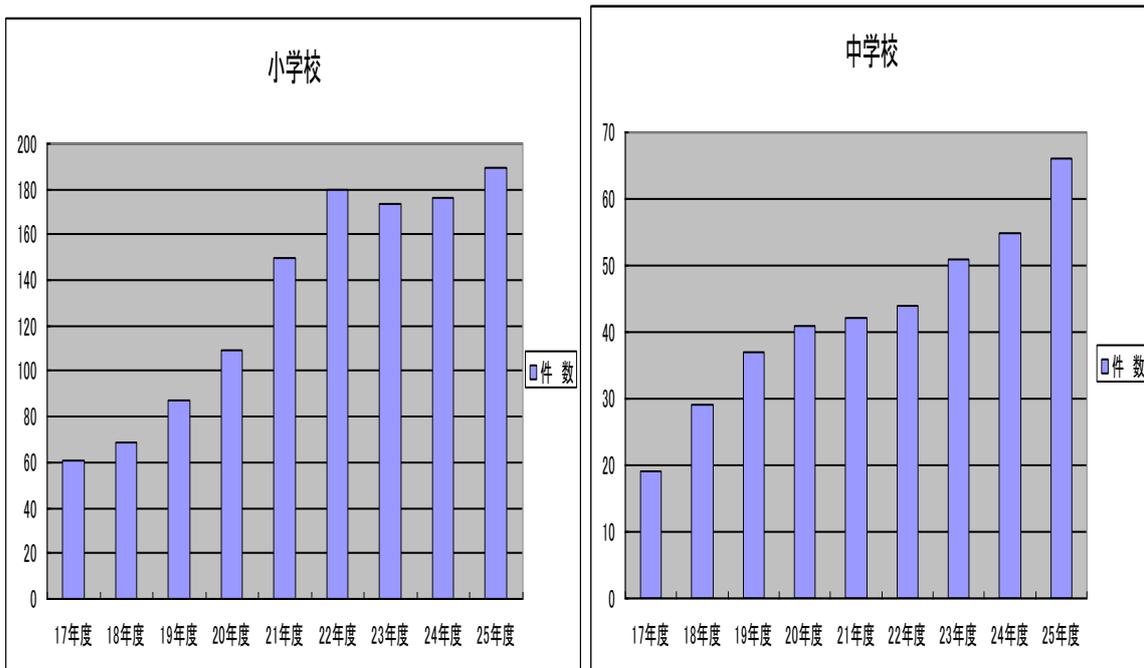
(2) 学齢期における状況

学齢期においても、特別支援学級に通う児童・生徒が、大幅に増加していますが、その理由の一つに発達障がいが挙げられます。

発達障がいの直接の統計ではありませんが、毎年、区立小中学校各校から、授業中に特別な支援が必要と考えられる児童・生徒教として報告されている人数は、平成16年度には、小学校175人・中学校92人の合計267人であったものが、平成25年度には、小学校513人・中学校215人の合計728人となっています。



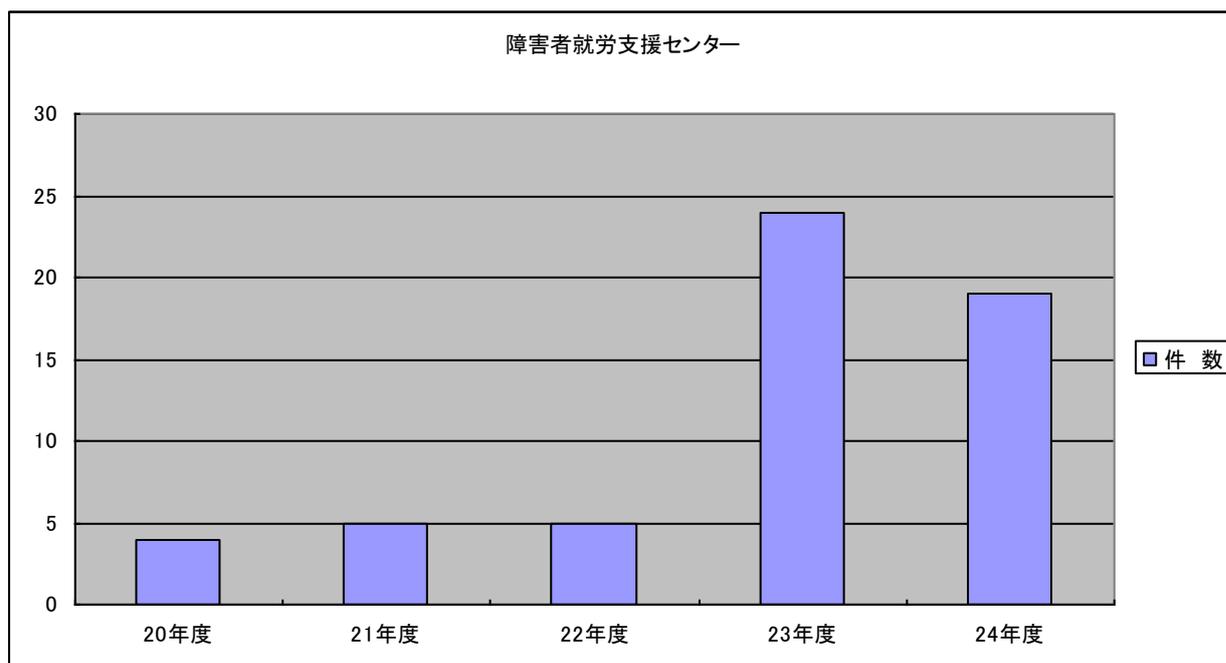
また、発達障がいの児童・生徒を対象に含めている特別支援学級情緒障害通級指導学級を利用している児童・生徒数も増加傾向にあり、平成25年度には、小学校189人・中学校66人の合計255人となっています。



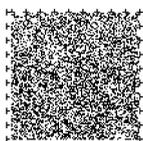
### (3) 就労期における状況

就労期の状況を統計から探ることは難しく、ハローワーク大森、かまた・こうじや生活支援センターでも発達障がい者としての実績は報告されていません。

障害者就労支援センターでは、知的障がいを伴わない発達障がいの相談件数を下図のとおり報告しています。障害者就労支援センターでは、平成 23 年 4 月から発達障がいの相談に対応するようになり、時期をあわせて相談件数も増加傾向にあります。相談者の特徴としては、20 代から 30 代の相談者が 6 割で、診断時期の多くは、成人期以降で、診断後速やかに精神障害者保健福祉手帳を申請する傾向があります。



※障害者就労支援センターでは多様な障がいの就労支援事業を行っています。上記データは発達障がいに関する相談のみを抽出しています。



## 4 区政における課題

### (1) 発達障がいを取り巻く状況の変化

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、発達障がいを取り巻く環境は大きく変化しています。発達障がいがマスメディアにしばしば取り上げられ、「大人の発達障がい」を取り上げた書籍が反響を呼ぶなど、社会全般の認知度が高まりつつあります。また同時に、発達障がいに関する医学的な研究も進展しており、そのメカニズムが次第に明らかになってきています。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法改正により、発達障がい障がい者の範囲に含まれることが法律上に明文化され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正においても、精神障がいに含まれることが明記されました。

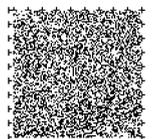
### (2) 区民からの意見・要望

発達障害者支援法により、発達障がい者の適正な発達と円滑な社会生活の促進のために、早期発見・早期支援に取り組むことが国や地方自治体の責務とされました。大田区では、現時点においても、乳幼児健康診査などにおける早期発見や、わかばの家における早期支援に取り組むとともに、児童施設職員・教員に対する研修を実施するなど、各部署においてさまざまな取組みを行っています。

しかし、その一方で、区民や施設利用者からは、発達支援施策に関して、さまざまな意見・要望が寄せられています。

#### 《参考》区に寄せられた意見の抜粋

- 発達障がい児の子育てが大変である。
- どこに相談に行っても、繰り返し同じ事を聞かれる。
- わかばの家のサービスが未就学児までになっている。
- 学齢期になると、放課後の預かり場所・居場所がほとんどない。
- 就労の際に、どこに助けを求めたらよいか（卒業後の進路の支援が必要な人が増えている）。
- 成人の場合、どこに相談したら良いかわからない。
- 発達障がい者・児は、どのような福祉サービスを受けられるのか、わからない。
- 発達障がいに関する支援の情報が少ない。
- 保護者同士がつながる場や機会が少ない。



### (3) 区政における課題

区民や施設利用者からの意見・要望を踏まえ、発達支援施策に関する課題を次の4つに整理しました。

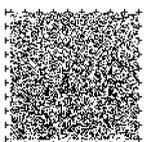
#### 【発達支援施策における4つの課題】

ア) 早期発見・早期支援に取り組んでいるものの、依然として潜在的なニーズが相当数あるものと推測され、施策の充実が求められている。

イ) 学齢期になると学校以外の場での相談・支援が途切れる、成人期における相談支援体制が十分ではないなど、継続的な支援体制の検討が必要である。

ウ) 発達支援の施策は多面的に展開されている状況にあり、各部署の連携をさらに進めていく必要がある。区民に対する発達障がいに関する啓発活動が十分でなく、発達障がいに関する理解不足から、本人・保護者・関係者に心理的な負担がかかっている。

エ) 人材や施設の面でも、急増している発達相談や発達支援のニーズへの対応をすべき状況である。



## 第3章 発達支援施策

### 1 発達支援施策の基本理念と目標

#### (1) 基本理念

発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります

#### (2) 4つの目標

発達支援（施策）における4つの課題に対応して、次の4つの目標を設定します。

目標1 早期発見・早期支援の推進

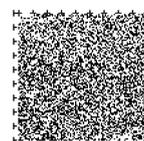
目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

目標3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

目標4 施策を推進する基盤整備

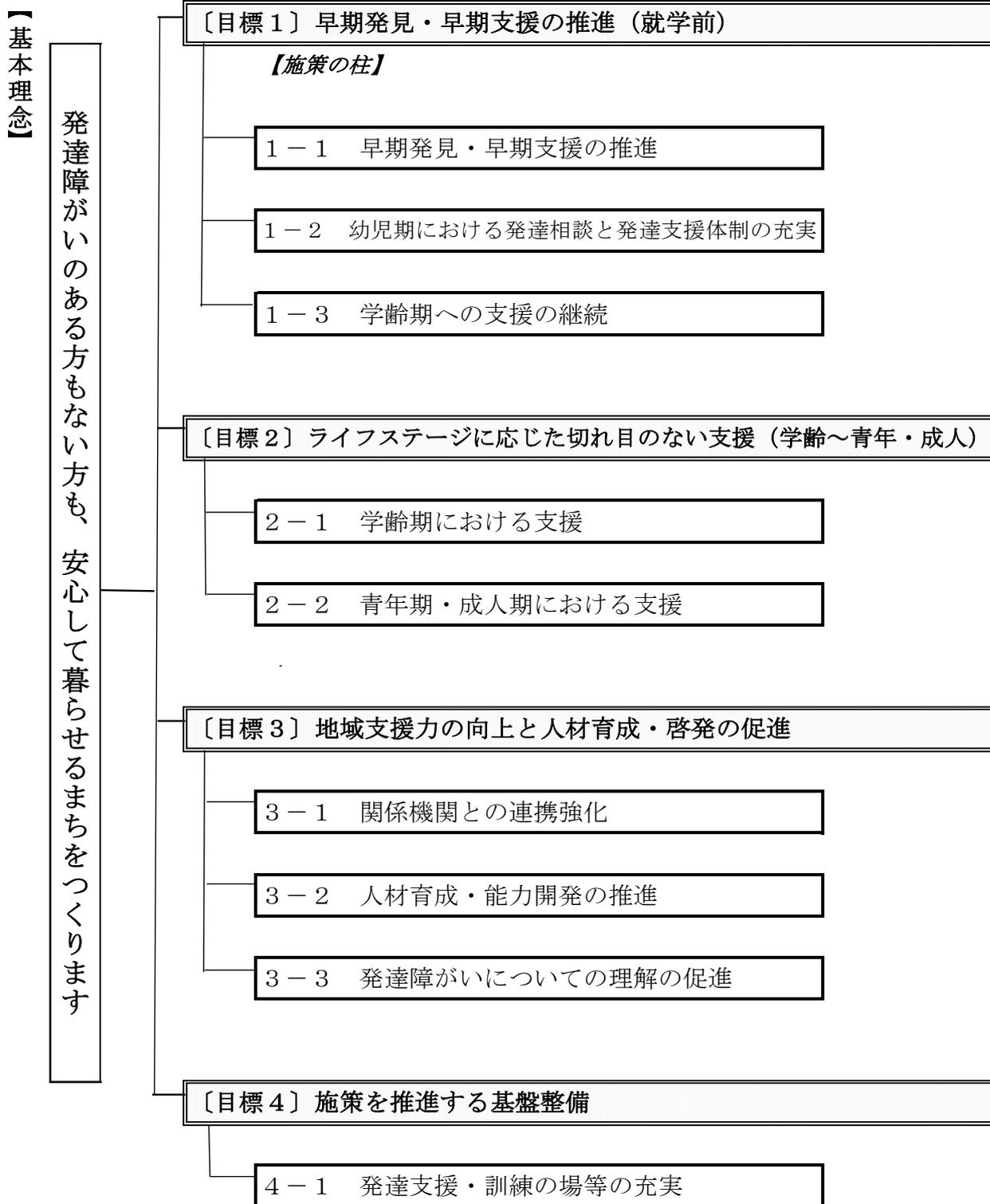
### 2 発達支援施策の基本的考え方

発達障害者支援法において規定されている自治体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、各部署の連携のもと全庁一丸となって各施策を推進していきます。



### 3 計画の体系

#### 【4つの目標】



#### 4 計画のあらまし

##### (1) 早期発見・早期支援の推進

発達障がいとは早期に発見され、こどもの特性に合わせた適切な支援を早期に受けることで、生活上の困難が軽減され集団生活に適応しやすくなります。また、不登校・引きこもりなどの二次的な障がいにつながっていくことも防ぐことが期待できます。

早期支援につなげるためには、保育園・幼稚園の集団場面で発見するとともに、保護者自身が気づくための手助けや働きかけが重要です。保護者が、こどもの状態や特性を理解して、適切な育児をすることが、こどもの成長にとって最も重要な支援となります。

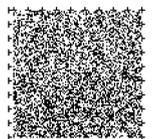
また、相談や支援を受けたいと思ったときに、速やかに適切な機関につながる事が重要です。

##### 1-1①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児健診	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	集団健診として実施している1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、言語・行動・社会性の発達をチェックするための問診項目の充実により、保護者の「気づき」を促すとともに、早期発見に努めます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

##### 1-1②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児発達健康診査	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	乳幼児健康診査受診後、必要により心理職及び小児神経専門医による乳幼児発達健康診査において、さらに詳細な診察・評価を行い、その状況により追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家における早期療育などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施



## 1-2①

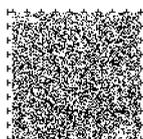
基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○発達障がい施策ガイドの作成	所管	子育て支援課	
事業内容	大田区の各部局で取り組んでいる発達障がいに関する事業の概要と実績、問い合わせ先をまとめた発達障がい施策ガイドを作成し、区のホームページに掲載するとともに、区の関係施設で活用します。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	改訂	改訂	改訂	改訂

## 1-2②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○支援プログラムの充実	所管	子育て支援課 わかばの家	
事業内容	こども発達センターわかばの家において発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援（自由来館・親子通所・個別訓練・グループ訓練等）を行います。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

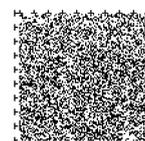
## 1-3①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○サポートブックかけはし作成講座の開催	所管	子育て支援課	
事業内容	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。 様々な機会を捉えて、サポートブックかけはしの普及に努めるとともに、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	開催	開催	開催	開催



## 1-3②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○就学支援シートの作成・送付・活用	所管	幼児教育センター 指導課	
事業内容	<p>特別な支援を要すると想定される児童の区立小学校（都立特別支援学校を含む）への就学に際して、就学前機関（保育園・幼稚園・わかばの家）が保護者の了解を得て、就学先に引き継ぎたい指導上の配慮事項等を記載する書面（就学支援シート）を作成し、当該学校へ送付します。それにより、当該学校は学級経営や個別指導上の参考資料として活用し、児童の教育環境の整備を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	作成・送付	作成・送付	作成・送付	作成・送付



## (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

早期発見・早期支援の考えに基づき、支援を受けるようになってからもお子さんの発達状況（特性）に適した有効な支援は、就学・進学・就職へとライフステージが変わっても、途切れることなく継続して受けられることが大変重要です。

幼児期における支援は、小学校への就学によって、特別支援教育へと引き継がれていきます。特別支援教育の充実を進めるとともに、学校以外の場での相談・訓練を充実させる必要があります。

高校や大学を卒業した後は就労支援や生活支援にもつながっていきます。

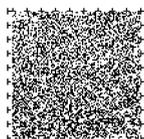
そのためには、それぞれのライフステージに応じた支援体制を整備すると共に、相談・支援に関わる機関が、本人の情報や支援内容についての的確に引継ぎ、支援が途切れないように配慮する必要があります。

### 2-1①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○放課後の居場所の充実	所管	子育て支援課	
事業内容	小学校 4 年生以上の要支援児の学童保育受け入れを含め、学齢期の放課後の預かり場所・居場所を整備して、充実を図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

### 2-1②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○教育相談の充実	所管	教育センター	
事業内容	発達障がいがあることにより学校不適應を起こしやすい児童・生徒及びその保護者からの相談を、相談員（教育経験者や心理専門職等）が受け、助言やカウンセリングを行います。 必要に応じて、情緒障がい等通級指導学級への通級を支援します。 相談員が定期的に学校を訪問し、不登校となった児童・生徒の実態把握を行い、学校と連携して改善策を講じていきます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



## 2-1③

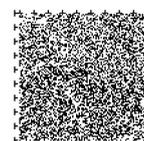
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○スクールカウンセラーの派遣	所管	教育センター	
事業内容	<p>スクールカウンセラーを区立の小中学校全校に配置し、学校内の教育相談体制を充実させます。</p> <p>発達障がいがある児童・生徒やその保護者へのカウンセリング、学校に対する対応策のアドバイス等を行うことにより、いじめの未然防止や不登校等学校不適応の早期発見やその改善・解決を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	派遣	派遣	派遣	派遣

## 2-1④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○不登校対策の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がい等により不登校状態となったり、引きこもりになってしまった児童・生徒が学ぶ場として、適応指導教室「つばさ」での指導を充実させます。</p> <p>「つばさ」への登校を促し規則正しい生活リズムを作るとともに、在籍校と連携し早期の復帰を支援していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

## 2-1⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継 続
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○通常学級での支援	所管	学務課	
事業内容	<p>通常学級での発達障がい等配慮を要する児童を支援するため、学校特別支援員を適切に配置していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



## 2-1⑥

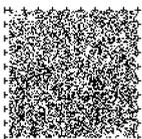
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○ペアレントトレーニングの充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいのある児童をもつ保護者を対象として、子どもへの関わり方についてグループ相談や個別相談を通して学ぶ学習会です。</p> <p>保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけることで、学校生活においても適切な行動が取れるようになることを目的としています。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

## 2-2①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新 規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がい者への専門相談	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、発達障がいについての専門職員を配置し、区内の関係機関とも連携を構築し、発達障がいに関する相談支援の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

## 2-2②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○多様な障がいに応じた就労支援事業の推進	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がい者を含む全ての障害の特性に応じた就労支援事業を区内外の就労支援機関等と連携を図りながら実施します。(職業相談、職業評価、就労準備訓練、職場訪問等就労定着支援等)</p> <p>平成 26 年度中開設予定の(仮称) 障がい者総合サポートセンターに現在の障害者就労支援センター機能を移管し、その取り組みを強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	推進	推進	推進



## 2-2③

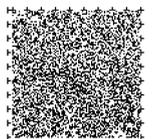
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○日中活動の場の整備	所管	障害福祉課	
事業内容	青年期・成人期の居場所・日中活動の場の整備について検討します。 平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、自立訓練（生活訓練）事業を実施し、生活訓練が必要な発達障がい者の支援を強化します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

## 2-2④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継続
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○精神保健福祉相談	所管	保健衛生課 各地域健康課	
事業内容	精神保健全般について相談を受けていますが、その中でも発達障がいに起因したメンタル面の不調に対しても相談を受けています。精神科医師の相談は各地域健康課月 2 回程度の予約制です。保健師は随時相談に応じています。 また、必要時には関係機関との連携を図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

## 2-2⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がいにおけるピアカウンセリング	所管	障害福祉課	
事業内容	発達障がいのある方とその家族を対象に、同じような環境、境遇、悩みを持つ方（家族）が相談員として、その経験を活かし、相談者の地域での生活を支援するために、相談や情報提供を行います。 平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、これまでの取り組みを見直したうえで、新たに実施します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	見直し	実施	実施	実施



### (3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

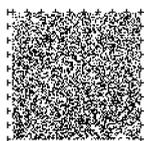
切れ目のない継続的な支援を進めるためには、地域と行政が協働して支援施策を展開すると共に地域で相談や支援にあたる関係機関相互の連携が欠かせません。関係機関のネットワーク化を進め、連携して支援を行うことが求められています。

「発達障がい」という言葉は社会に認知されつつあります。しかし、発達障がいは「親の育て方の問題」「本人の怠けやワガママ」という誤解や、「障がいのある方へどう対応していいのかわからない」というような悩みも依然として存在しています。発達障がいに対する理解を促進することで、これらの誤解が解消し、理解者としても共に考えてもらうことが期待できます。そうすることで、障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域づくりを進めます。

また、発達障がいの相談や療育に関わる機関の人材育成や、保育園・幼稚園・学校において、専門的な視点からの支援・教育ができるように研修体制の充実を進める必要があります。

#### 3-1①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達障がい施策検討会の開催	所管	障害福祉課 地域福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がい施策の進捗状況の確認及び、施策の見直しを定期的に行い、発達障がい施策を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催



## 3-1②

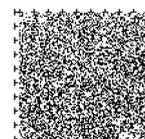
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			充 実
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保育園等援助訪問の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	保育園・幼稚園等または、保護者からの要請に応じて、園を訪問し、発達障がい児の支援方法やその環境整備について助言を行います。 訪問を行うことにより、保育者等のレベルアップを図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

## 3-1③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○コーディネーターの巡回相談の実施	所管	指導課	
事業内容	都立特別支援学校との連携を強化して、都立特別支援学校のコーディネーターに巡回相談を依頼し、特別支援学級及び小・中学校における具体的な支援のサポートを行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

## 3-1④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保幼小地域連携協議会の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	保育園・幼稚園等の園児が円滑に小学校生活へ移行できるような環境を整備するために保育園、幼稚園、小学校の関係教職員による情報連携会議を開催します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催



## 3-1⑤

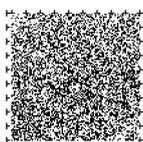
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○幼稚園への訪問相談	所管	幼児教育センター	
事業内容	幼児教育機関の要請に応じて施設を訪問し、相談事業を行います。 幼稚園のクラス運営や発達障がい児の支援環境について情報提供を行います。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

## 3-1⑥

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			新 規
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○大田区小児医療検討委員会との連携	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達に特性があるお子さんは、早い段階で専門医による適切な評価を受け、必要な発達支援や治療を早期に開始し、継続的なサポートを受けることが必要です。</p> <p>また、学齢期の発達障がい児や成人期の発達障がい者に対する相談・支援については医療機関との情報共有と連携が必要です。</p> <p>そこで、区が推進する発達障がい施策については、大田区小児医療検討委員会との意見交換を行い、専門的な識見をいただき、施策の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

## 3-1⑦

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○自立支援協議会との連携	所管	障害福祉課 子育て支援課	
事業内容	自立支援協議会において、発達障がいをはじめとする支援を要すること もについて、区内の関係者・事業者との情報共有と連携を強めます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施



## 3-1⑧

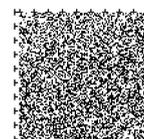
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○事業所への情報提供・開設相談	所管	子育て支援課	
事業内容	発達支援については、民間企業や NPO 法人による事業所が開設され、各事業所が専門性や独自性を生かしたサービス提供が行われています。そこで、区内での安定した事業の継続や事業所の開設が行えるように、サービス提供事業者への情報提供や、開設の相談を行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

## 3-1⑨

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達支援地域ネットワークの構築	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	大田区障害児関係機関連絡会議の機能を見直し、発達支援地域ネットワークを構築します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施・見直し	実施	実施	実施

## 3-2①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○支援者向け講演会の開催	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	保育園・幼稚園などの施設職員及びNPO法人や民間事業所の職員を対象とした講演会(年2回)を開催し、ともに知識の向上に取り組みます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



## 3-2②

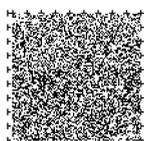
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○特別支援教育に関する研修の開催	所管	指導課	
事業内容	特別支援学級や通常の学級担任や教職員を対象に、障がいのある児童・生徒の特性や指導の在り方について理解を深めます。 また、区内小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内の支援体制づくり、関係機関との連携の在り方について理解を深めます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

## 3-2③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○「指導の手引き」の作成	所管	指導課	
事業内容	特別支援学級（固定学級・通級学級）における学級運営や学習指導の実践事例等を示した「指導の手引き」を作成・配布し、子どもの学習や生活を支援し、子ども一人一人の将来の自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	配布	改訂・配布	配布	配布

## 3-2④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○発達障がい児支援研修の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	幼稚園、保育園等の保育者向けに、発達障がい児の支援についての研修会を開催し、人材育成を図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

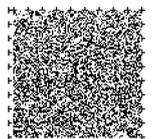


## 3-3①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○啓発用パンフレット作成	所管	子育て支援課 地域福祉課 健康づくり課 学務課・指導課		
事業内容	発達障がいに関する理解を深めるために、発達障がいに関する年代別パンフレット（幼児期版・学齢期版・一般区民版）を作成・配布し、発達障がいについての理解を促進します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	改訂	配布	配布	配布	

## 3-3②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○区民向け啓発講演会やセミナー等の開催	所管	障害福祉課 わかばの家 子育て支援課		
事業内容	発達障がいについての理解の促進と支援の充実のため、すべての区民を対象とした講演会、セミナー及びシンポジウム等を関係者との協働により開催します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	開催	開催	開催	開催	



#### (4) 施策を推進する基盤整備

発達障がいへの支援は、平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行を大きなきっかけとして進められてきました。

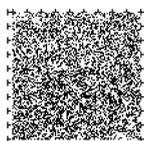
現状では、限界に達しつつある幼児期における発達支援・訓練の場の拡充と学齢期における学校以外の場での相談・発達支援・訓練の場を充実させていくことが求められています。また、児童福祉法・障害者総合支援法が求めている相談支援事業者の設置や、発達障がい者の日中活動の場など、発達障がい者を支援する施設の整備が喫緊の課題となっています。

##### 4-1①

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○「(仮称)障がい者総合サポートセンター」の設置・運営	所管	障害福祉課	
事業内容	(仮称)障がい者総合サポートセンターにおいて、区内の関係機関と連携し、発達障がいに関する相談支援の充実と、青年期・成人期の発達支援について取り組みます。また、発達障がいについての理解啓発のための研修会・講演会等を実施します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	運営	運営	運営

##### 4-1②

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○発達障がい児の総合相談窓口の設置	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家に障害児相談支援事業者・特定相談支援事業者としての機能を加え、18 歳までの発達障がいに関する総合相談窓口を設置します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設置・運営	運営	運営	運営

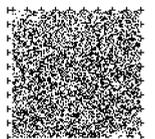


## 4-1③

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新 規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○わかばの家の訓練の場の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家の外来個別訓練利用者の増加に対応するため、新たに個別訓練室を確保し、外来訓練事業を拡充します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設計工事・運営	運営	運営	運営

## 4-1④

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新 規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○学齢期支援の中核的施設の検討	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>こども発達センターわかばの家と（仮称）障がい者総合サポートセンターとをつなぐ、学齢期の発達障がい児を支援する中核的施設として（仮称）発達支援センターの設置について検討します。</p> <p>【学齢期の発達障がい児支援施設のイメージ】</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	検討	検討	検討

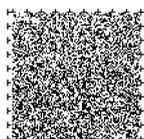


## 4-1⑤

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○特別支援教室の設置	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>小学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童への支援を充実させるため、3～4校に1校の拠点校を設置し、拠点校から教員が出向き、障害の種類や程度に応じた専門的な教育を、59校全てで行う「特別支援教室」を推進します。</p> <p>平成26年度にモデル事業校の選定を行い、平成27年より3校をモデル事業校に指定し、取り組みを進めます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	検討	モデル事業	推進	推進

## 4-1⑥

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			充実
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○中学校情緒障害等通級指導学級の充実	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>情緒障害等通級指導学級を必要な地域に増設し、発達障害のある生徒の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、生徒一人ひとりの成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実を進めます。</p> <p>平成26年度に新設準備を行い、平成27年度に1校新設します。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	新設準備	新設	実施	実施



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知

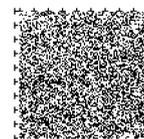
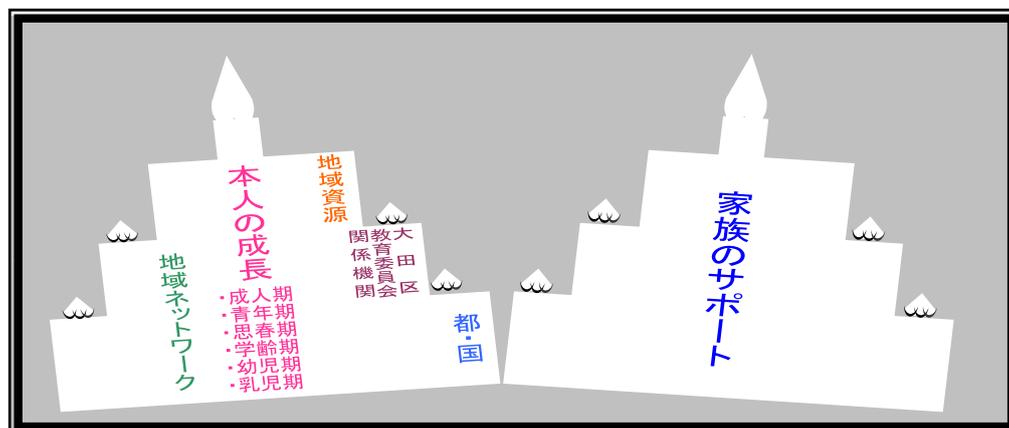
計画の完成後は、区ホームページ、区報で区民全体に周知するとともに、講演会やセミナー等様々な機会を通じて、計画の周知を行います。

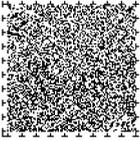
### 2 計画の点検・評価

本計画策定について意見を募った大田区自立支援協議会において、計画の実施状況の点検・評価を行います。

### 3 計画目標の達成に向けた取り組み

本計画は、発達障害者支援法において規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会等の部署が連携して計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを発達障がい施策検討会の場で検証し、本計画の進行管理を全庁的な体制で行います。





## 6 用語の説明

### あ 行

#### 愛の手帳（P9）

知的障がいのある方がいろいろなサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けている。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。障がいの程度により1度～4度にわかれている（1度が最重度）。

#### アクセシビリティ（P30）

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

### か 行

#### グループホーム（P12）

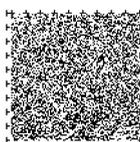
障がい者が、少人数で専門スタッフの支援を受けながら生活する施設。

#### 高次脳機能障がい（P31）

病気やけがなどによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに障がいが生じた状態。

#### 合理的配慮（P35）

障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように物の形などを変えたり、ルールを変更したり、支援をする人を置いたりすること。障害者権利条約に書かれている「Reasonable Accommodation」を日本語訳した言葉であり、障害者差別解消法において、行政機関等に提供義務が課されている。ただし、合理的配慮を提供する際には、「本人からの申し出があること」や「負担が重すぎないこと」といった条件がある。



### さ 行

#### 災害時要援護者名簿（P68）

災害時に自力で避難ができず、周囲の支援を必要とする人の名簿。大田区では在宅の障がい者やひとり暮らし高齢者などについて、本人の申請に基づき作成している支援機関に提供し、災害時における安否確認などの支援に備える。

#### 指定管理者（P51）

地方自治体の指定を受けて、事業者、団体などが公の施設の管理・運営を担う制度。

#### 社会福祉協議会（P8）

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。

#### 障がい者総合サポートセンター（P1）

高度な専門性を発揮する相談支援、障がい福祉に関わる「サポーター」の輪を広げる地域交流支援など4つの部門からなる、障がいのある人の生活を総合的にサポートすることを目的とした施設。

（愛称「さぽーとぴあ」）

#### 身体障害者手帳（P9）

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付される。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。障がいの程度により1～7級にわかれている（1級が最重度）。

#### 精神障害者保健福祉手帳（P10）

精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある人が対象。入院・

在宅による区別や年齢制限はない。障がいの程度により1～3級にわかれている（1級が最重度）。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、2年ごとに更新の手続きが必要。

### 成年後見制度（P35）

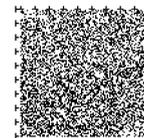
認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援する法定後見制度と、本人が十分な判断能力を持っているうちに自ら代理人（任意後見人）を選び、本人の判断能力が低下した後で家庭裁判所に後見監督人を選んでもらい、代理人が後見する任意後見制度の2つがある。

### 自立支援医療費制度（P10）

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を理由として通院している人を対象にした「精神通院医療」、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象にした「更生医療」、身体に障がいを持った児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象にした「育成医療」がある。原則として医療費の1割が自己負担となるが、所得によって負担上限額が設定されている。

### 自立支援協議会（P8）

障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児の地域における自分らしい生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置する協議会。



## た 行

### 地域生活支援事業（P73）

市町村及び都道府県が、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施する事業。

## は 行

### 発達障がい（P6）

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がい。発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。

### 福祉サービス第三者評価（P35）

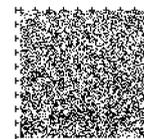
利用者が主体的に福祉サービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し、評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場からサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

### 福祉避難所（P33）

災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者との避難生活を送ることが困難な人を保護するための施設。

### バリアフリー（P31）

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。



### ピアカウンセリング (P35)

ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。

### ※頁数の表記について

各用語見出しの右側に記載した頁数は、当該用語の初出箇所を示しています。

## ま 行

### 民生委員児童委員 (P8)

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者(児)、高齢者、ひとり親家庭などで問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

### モニタリング (P4)

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

## や 行

### ユニバーサルデザイン (P6)

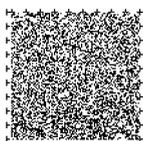
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

### UDパートナー (P35)

ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成し、定期的に区民の視点で区の施設、公園、道路、サービス等について点検する制度。

### 要配慮者 (P29)

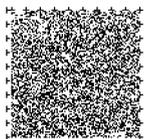
災害から自らを守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等を対象としている。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)における「災害時要援護者」と同義として取り扱う。

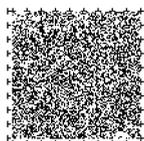


**おおた障がい施策推進プラン**  
**(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)**  
平成27年度～平成29年度

平成27年3月 発行

発行 **大田区福祉部障害福祉課**  
〒144-8621  
大田区蒲田五丁目13番14号  
電話 03(5744)1700  
FAX 03(5744)1592





この冊子は音声コード付きです。  
左のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。  
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。